

広島県安心こども基金条例及び広島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十三号

広島県安心こども基金条例及び広島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改

正する条例

(広島県安心こども基金条例の一部改正)

第一条 広島県安心こども基金条例(平成二十一年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「子育て支援対策臨時特例交付金相当額」の下に「及び住民生活に光をそそぐ交付金(前条の事業に係るものに限る。 ) 相当額」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(処分の特例)

2 基金の一部に相当する額を国に納付するときは、第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分することができるものとする。

(広島県自殺対策緊急強化基金条例の一部改正)

第二条 広島県自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年広島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「地域自殺対策緊急強化交付金相当額」の下に「及び住民生活に光をそそぐ交付金(前条の事業に係るものに限る。 ) 相当額」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(処分の特例)

2 基金の一部に相当する額を国に納付するときは、第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分することができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。